

令和元年度屋久島町特定有人国境離島地域社会維持交付金事業（滞在型観光促進業務）仕様書

1. 摘要

本仕様書は、屋久島町が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の採択を受けて実施する令和元年度屋久島町滞在型観光促進事業業務に適用します。

業務内容は、下記のとおり最低限必要な要件を提示しますので、業務の詳細については事業者の提案を基に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領に示されている滞在型観光促進事業のうち滞在プラン型事業の趣旨に沿い、屋久島町の特色を生かした業務となるよう協議のうえ実施する。

2. 業務の目的

屋久島の観光の形態は、主に縄文杉、白谷雲水峡などの登山観光がメインで、体力を有する若年層の入り込みが多数を占め、体力に自信のない世代や個人が行きづらい状況にあると思われる。行程も2泊3日（移動日・登山・移動日）が主流で、地域への経済効果を向上させるために、魅力的な地域資源を宣伝し、長期滞在型の観光を目指す必要がある。

また、入込客数は、世界自然遺産登録される豊かな自然資源を有しているものの多様な地域の魅力をさまざまな方法でPRできていないことや、交通費高、アクセスダイヤの不便さなどもあり減少している。

この屋久島特有の課題を解決するため、「もう一泊」したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスの提供とその担い手の育成、受け入れ態勢の整備及びサービスの質の向上を図る必要がある。

このことから、本業務では、屋久島特有の魅力である山・川・海を一体的なフィールドを活かした自然体験の提供や、人が自然と関わってきた生活文化活動を活かした体験と宿泊がセットになった、旅行者に「もう一泊」の滞在を促す滞在プラン事業を企画・開発するとともに、その滞在プラン事業の宣伝し、継続的に実施される滞在プランの仕組みを組成する。

3. 委託契約期間

契約締結の日から令和2年3月16日（月）まで

4. 委託業務内容

（1）企画・開発費

屋久島において、旅行者に「もう一泊」の滞在を促す効果のある滞在型プラン等を企画・開発するため、屋久島特有の魅力である山・川・海を一体的なフィールドとして活かした自然体験の提供や、人が自然と関わってきた生活文化活動を活かした体験と宿泊がセットとなった、旅行ニーズにマッチする旅行商品を造成する。

また、継続的に募集可能な商品とするため、企画開発にあたっては島内事業者の協力を得て取り組む。

（2）販売促進費

（1）の商品の販売促進のために、一人当たり3,600円を上限とした支援額を運賃及

び宿泊費の割引、体験事業の取次手数料として活用する。

なお、この支援額は単に割引クーポンを旅行者に配布するようなものは対象とならないことを留意すること。

(3) 宣伝費

(1) の商品販売と (2) によるメリットを効果的に宣伝し、契約や屋久島旅行を促す効果につなげる。

5 成果報告

本業務完了時に、次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、担当者の指示に従い必要な処理を受注者負担において行うこと。

- (1) 業務報告書 3 部 (本業務で調査・作成したデータ分析結果等を取りまとめたもの、各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。)
- (2) 報告書のデータ納品 (CD-R 3 枚)

6 業務の履行その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、内容を十分理解し町担当者と連絡を密に取りながら 誠実に履行すること。
- (2) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他に委託した請け負わせてはならない。ただし、書面により町の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全に業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密は、承諾を得ることなく第三者に漏らし又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は速かに報告すること。
- (7) 受託者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て町に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要に応じて事業終了後も実地検査等に際しては、協力すること。
- (10) 本業務について、この仕様書に記載されない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議のうえ決定する。
- (11) この委託契約に係る業務遂行にあたり生じた損害は、原則として受託者が負担するものとし責任をもって対処すること。
- (12) 成果品の瑕疵が判明した場合は受託者の責任において適切に対処すること。